

第2章

子育て支援・少子化対策の動向

1 国の動向

国においては、平成2年に前年の合計特殊出生率が1.57となり、「ひのえうま」（昭和41年）という特殊な要因により過去最低であった1.58を下回ったことを契機に、子どもを生き育てやすい環境づくりの検討を始めた。

平成6年にエンゼルプラン、平成11年には新エンゼルプランを策定し、平成15年以降は、次世代育成支援対策推進法の制定や、子ども・子育て応援プランの策定等により子育て家庭への支援策の拡充を図ってきた。

平成24年8月には、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立・公布され、平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が本格施行された。

さらに、少子化社会対策基本法に基づく少子化社会対策大綱を平成27年3月に策定し、総合的かつ長期的な少子化対策を推進している。

平成28年には、「一億総活躍社会」を目指して、6月に一億総活躍プランを決定し、これを受けて、「働き方改革実行計画」を平成29年3月に策定した。

平成29年5月には、待機児童解消等のための「子育て安心プラン」を策定した。また、12月には、幼児教育の無償化や高等教育の無償化を含む「新しい経済政策パッケージ」が策定され、その内容が、平成30年6月に策定された「人づくり革命 基本構想」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月閣議決定）にも盛り込まれ、具体的な実施時期等が示された。

国の子育て支援・少子化対策の経緯

平成6年	「エンゼルプラン」の策定
平成11年	「新エンゼルプラン」の策定
平成15年	次世代育成支援対策推進法の制定 少子化社会対策基本法の制定
平成16年	「少子化社会対策大綱」の策定 「子ども・子育て応援プラン」の策定
平成18年	新しい少子化対策について
平成19年	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
平成20年	「新待機児童ゼロ作戦」の策定
平成24年	「子ども・子育て新システムに関する基本制度」の決定 子ども・子育て関連3法の制定
平成26年	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定
平成27年	「少子化社会対策大綱」の策定 子ども・子育て支援新制度の本格施行
平成28年	「ニッポン一億総活躍プラン」の決定
平成29年	「働き方改革実行計画」の策定 「子育て安心プラン」の策定 「新しい経済政策パッケージ」の策定
平成30年	「人づくり革命 基本構想」の策定

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律整備法)が通常国会で成立し、同月22日に公布された。主なポイントは、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実である。平成27年4月1日から本格施行された。

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略

人口減少を克服し、将来にわたる成長力を確保するため、政府は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後5年間の目標等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に決定し、①「東京一極集中」の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域課題の解決の3つの基本的視点から人口・経済・地域社会の課題に対して一体的に取り組むこととしている。

少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法に基づく、総合的かつ長期的な少子化に対処するための政策の指針として、平成27年3月に「少子化社会対策大綱」が策定された。少子化危機は解決不可能な課題ではなく克服できる課題であるとし、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向け、これまで以上に対策を充実することとしている。

「ニッポン一億総活躍プラン」

誰もが活躍することのできる一億総活躍社会を目指し、「ニッポン一億総活躍プラン」が平成28年6月に決定された。このプランでは、「希望出生率1.8」を実現するため、希望通りに結婚ができない状況や、希望通りの人数の子どもを持たない状況を改善していくこととしている。

「働き方改革実行計画」

「ニッポン一億総活躍プラン」において一億総活躍社会に向けた最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革について、仕事と子育てを両立するための長時間労働の是正、非正規雇用の処遇改善等が検討され、平成29年3月に「働き方改革実行計画」が策定された。

「子育て安心プラン」

待機児童を解消するための新たなプラン「子育て安心プラン」が平成29年5月に策定され、2018(平成30)年度から2022(令和4)年度末までに女性就業率80%にも対応できる32万人分の保育の受け皿を整備することとされた。

なお、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」の中で、同プランを前倒しし、2020(令和2)年度末までに32万人分の受け皿整備を行うこととされている。

「新しい経済政策パッケージ」

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成29年12月に「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」が決定された。このうち「人づくり革命」においては、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2兆円規模の政策が盛り込まれ、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとされた。

2 本県の動向

本県においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、平成5年に、「児童環境づくりビジョン」を策定し、平成6年には、平成12年度までの7年間に期間とする「山口県児童環境づくり行動計画」を策定した。

平成13年には、誰もが安心して子どもを生み、育てることができる社会の構築を目指して、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定した。

その後、平成15年に、次世代育成支援対策推進法が制定されたことから、平成17年3月に「やまぐち子どもきららプラン21」を改定し、同法に基づく都道府県行動計画として位置付けた（平成22年10月に再度改定し、山口県次世代育成支援行動計画・後期計画として策定）。

さらに、平成19年には、本県の子育て支援・少子化対策の基本となる「子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例」（以下「子育て文化創造条例」という。）を制定し、社会全体での取組を一層推進している。

また、本県独自に、県民総参加で子育て支援の輪を広げる「やまぐち子育て県民運動」を展開し、平成26年度に、企業、民間団体、行政等で構成する「やまぐち子育て連盟」を設立するなど、社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを進めている。

平成27年には、「活力みなぎる山口県」の実現を目指す施策の指針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」、子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ、平成27年度から令和元年度までの5年間に期間とする「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定し、今後の子育て支援・少子化対策の総合的な推進に取り組んでいる。

さらに、平成30年に策定した2018年度から2022年度までの県の指針である「やまぐち維新プラン」においても、社会全体で子どもと子育て世帯を支える県づくりを重点項目として掲げ、取組を推進している。

本県の子育て支援・少子化対策の経緯

平成5年	「児童環境づくりビジョン」の策定
平成6年	「山口県児童環境づくり行動計画」の策定
平成13年	「やまぐち子どもきららプラン21」の策定
平成15年	やまぐち子育て県民運動の開始
平成17年	「やまぐち子どもきららプラン21」の改定 (山口県次世代育成支援行動計画の策定)
平成19年	子育て文化創造条例の制定
平成22年	「やまぐち子どもきららプラン21」の改定 (山口県次世代育成支援行動計画・後期計画の策定)
平成26年	「やまぐち子育て連盟」の設立
平成27年	「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の策定 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の策定 (山口県子ども・子育て支援事業支援計画)
平成30年	「やまぐち維新プラン」の策定

「やまぐち子どもきららプラン21」の策定

少子化の進行や児童虐待の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきている状況に対応するため、山口県少子化問題調査検討委員会の提言「少子化の課題と対応」を踏まえつつ、国の「新エンゼルプラン」との整合性を図りながら、平成13年に、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定し、家庭、学校、職場、地域などが一体となって、子どもや子育て家庭を支援する取組を計画的に推進することとした。

その後、国において、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、その翌年に、「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことなどを踏まえ、平成17年に、「やまぐち子どもきららプラン21」を改定し、次世代育成支援の観点に立った子育て支援・少子化対策に取り組んできた。

また、平成22年には、同プランを見直し、新たに、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とした計画を策定した。

やまぐち子育て県民運動の展開

平成15年から、子どもや家庭に関わる機関、団体、事業所等が協働して、県民総参加で子育て支援の輪を広げる本県独自の「やまぐち子育て県民運動」が展開されている。

平成26年度からは、企業、民間団体、行政等で構成する「やまぐち子育て連盟」を推進母体として、県内各地域で子育て県民運動地域コーディネーターによるネットワークづくりや県民運動サポート会員（子育て応援団・結婚応援団）の自主的・主体的な活動、ホームページ「やまぐち子育てゆびとまネット」による情報発信など、様々な取組を展開している。また、平成28年度からは、県民運動として「子どもの貧困対策」にも取り組んでいる。

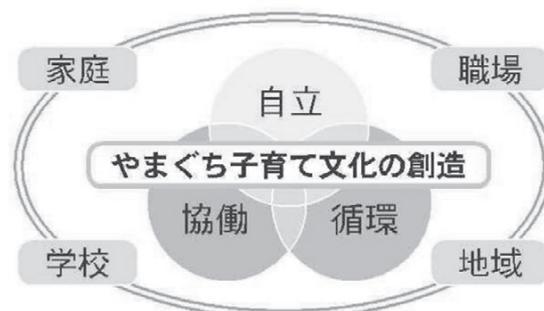
子育て文化創造条例に基づく施策の推進

少子化の進行に歯止めをかけ、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、社会全体で共に力を合わせて子育てを支えていく、山口県らしい「子育て文化の創造」を目指して、平成19年10月に、今後の子育て支援や少子化対策の基本となる子育て文化創造条例を制定した。

本県における少子化の進行、子どもや子育ての現状などを踏まえながら、家庭、学校、職場、地域など社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、子育て文化創造条例に定める基本的施策の方向性に沿った諸政策を総合的に展開している。

《基本的施策》

- ・ 子育て文化の創造に向けた気運の醸成
- ・ 保健医療サービスの充実と健康の増進
- ・ 子育て家庭への支援の充実
- ・ 子どもの学習環境の整備充実
- ・ 職業生活と家庭生活との両立支援
- ・ 地域における子育て支援の充実
- ・ 子どもの安全確保と健全育成



「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の策定

少子化が進行し、子育てに対する不安や負担が増大している中で、国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、「やまぐち子育て文化の創造」を目指した「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を平成27年3月に策定した。計画期間は平成27年度から令和元年度までの5年間であり、「みんなで子育て応援山口県」をキャッチフレーズとし、家庭、学校、企業、地域が一体となり、結婚から子育てまで一貫した切れ目のない施策を推進している。

なお、この計画は、子育て文化創造条例第12条の規定に基づく計画、子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「山口県子ども・子育て支援事業支援計画」及び次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく都道府県計画（前期計画）として位置付けている。

「やまぐち維新プラン」の策定

県政の最重要課題である人口減少の克服と、地域活力の創出を目指し、「産業維新」「大交流維新」「生活維新」の「3つの維新」を掲げ、その実現に向けての19の「維新プロジェクト」と62の「重点施策」を設定した「やまぐち維新プラン」を平成30年10月に策定した。計画期間は2018年度から2022年度まで（5年間）であり、結婚、妊娠・出産、子育て応援プロジェクトを掲げ、若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを生み育てることができるよう、社会全体で子どもと子育て世帯を支える県づくりを推進することとしている。